

経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

制 定	平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成27年9月30日付け27経営第1527号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成31年4月1日付け30政統第2064号農林水産事務次官依命通知
一部改正	令和3年4月1日付け2政統第2401号農林水産事務次官依命通知
一部改正	令和3年12月20日付け3農産第2241号農林水産事務次官依命通知
一部改正	令和4年12月27日付け4農産第3461号農林水産事務次官依命通知
一部改正	令和5年4月5日付け4農産第5514号農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 経営所得安定対策等推進事業費補助金、コメ新市場開拓等促進事業補助金及び畑作物産地形成促進事業費補助金（以下総称して「補助金」といいます。）の交付については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによるものとします。

(交付の目的)

第2 補助金は、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」といいます。）の実施に必要となる推進活動等のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必

要となる経費を助成することを目的とします。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」といいます。）は、実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「補助事業者」といいます。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」といいます。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」といいます。）について、予算の範囲内で補助金を交付します。

- (1) 経営所得安定対策等推進活動（(2)及び(3)の対象となる活動を除く。）
- (2) コメ新市場開拓等促進事業推進活動
- (3) 畑作物産地形成促進事業推進活動

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、次の表のとおりです。

区 分	経 費	補助率
1 経営所得安定対策等推進活動（2及び3の対象となる活動を除く。）	(1) 都道府県段階推進事務費 実施要綱第2の1に掲げる補助事業者及び都道府県段階の間接補助事業者が行う推進事務に係る経費 (2) 地域段階推進事務費 実施要綱第2の2に掲げる地域段階の間接補助事業者が行う推進事務に係る経費に対し、補助事業者が交付する経費	定額
2 コメ新市場開拓等促進事業推進活動	(1) 都道府県段階推進事務費 実施要綱第2の1に掲げる補助事業者及び都道府県段階の間接補助事業者が行うコメ新市場開拓等促進事業推進事務に係る経費 (2) 地域段階推進事務費 実施要綱第2の2に掲げる地域段階の間接補助事業者が行うコメ新市場開拓等促進事業推進事務に係る経費に対し、補助事業者が交付する経費	定額
3 畑作物産地形成促進事業推進活動	(1) 都道府県段階推進事務費 実施要綱第2の1に掲げる補助事業者及び都道府県段階の間接補助事業者が行う畑作物産地形成促進事業推進事務に係る経費 (2) 地域段階推進事務費 実施要綱第2の2に掲げる地域段階の間接補助事業	定額

	<p>者が行う畑作物産地形成促進事業推進事務に係る経費 に対し、補助事業者が交付する経費</p>	
--	--	--

(流用の禁止)

第4 第3第2項の補助対象経費の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費は相互の流用をしてはなりません。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいいます。以下同じです。）に提出しなければなりません。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。以下同じです。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければなりません。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではありません。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとします。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知します。

- 2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とします。

(申請の取下げ)

- 第8 補助事業者は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければなりません。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければなりません。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含みます。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除きます。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更しようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができます。

- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあります。

- 4 地方農政局長等は、第1項の変更（中止又は廃止）承認申請書の提出があり、その内容についてやむを得ない事情があると認めたときは、その旨を補助事業者に通知します。

(軽微な変更)

- 第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとします。

- (1) 第3第2項の区分の欄に掲げる1の事業に係る経費のうち(1)又は(2)の経費及び経費間の30%以内の経費の額の増減
- (2) 第3第2項の区分の欄に掲げる2の事業に係る経費のうち(1)又は(2)の経費及び経費間の30%以内の経費の額の増減

- (3) 第3第2項の区分の欄に掲げる3の事業に係る経費のうち(1)又は(2)の経費及び経費間の30%以内の経費の額の増減
- (4) 事業実施主体の変更以外の変更

(概算払)

第11 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいいます。）に提出しなければなりません。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとします。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければなりません。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければなりません。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができるものとします。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければなりません。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとします。

- 2 第1項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることとします。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含みます。以下同じです。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければなりません。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければなりません。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

4 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければなりません。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければなりません。

(補助金の額の確定等)

第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとします。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じます。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体に

において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

(額の再確定)

第16 補助事業者は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとします。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとします。

3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用します。

(交付決定の取消等)

第17 地方農政局長等は、第9第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができます。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じます。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の

納付を併せて命じます。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書を除きます。）を準用します。

（財産の管理等）

第18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」といいます。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがあります。

（財産の処分の制限）

第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とします。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」といいます。）とします。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければなりません。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがあります。

（残存物件の処理）

第20 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければなりません。

（補助金の経理）

第21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければなりません。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなりません。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければなりません。

4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。

(補助金調書)

第22 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければなりません。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9、第10、第12、第13、第14、第16、第17、第18、第20、第21及び第22の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければなりません。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければなりません。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」といいます。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第12号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこととします。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。
 - 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければなりません。
 - 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければなりません。
 - 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しません。
 - 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければなりません。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第3570号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 この通知の施行に伴い、水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付要綱（平成19年3月27日付け18経営第7712号農林水産事務次官依命通知）及び直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知）は廃止します。

ただし、廃止前のこれらの要綱により平成26年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成27年9月30日付け27経営第1527号）

- 1 この通知による改正は、平成27年10月1日から施行します。
- 2 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定により官署支出官である北陸農政局、東海農政局又は近畿農政局の総務部長に対してした請求は、この通知による改正後の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定により官署支出官である北陸農政局、東海農政局又は近畿農政局の総務管理官に対してした請求とみなします。

附 則（平成31年4月1日付け30政統第2064号）

- 1 この通知による改正は、平成31年4月1日から施行します。
- 2 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定により官署支出官である中国四国農政局の総務部長に対してした請求は、この通知による改正後の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定により官署支出官である中国四国農政局の総務管理官に対してした請求とみなします。
- 3 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定により平成30年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和3年4月1日付け2政統第2401号）

- 1 この通知による改正は、令和3年4月1日から施行します。
- 2 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定により令和2年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和3年12月20日付け3農産第2241号）

- 1 この通知による改正は、令和3年12月20日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和4年12月27日付け4農産第3461号）

- 1 この通知による改正は、令和4年12月27日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和5年4月5日付け4農産第5514号）

- 1 この通知による改正は、令和5年4月5日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従

前の例によるものとします。